

家族を守る/ 遺言書を作ろう



遺言書とは？

- 死後、自分の財産の分け方を残すための書類です。
- 法的に有効な形で意思を残し、相続トラブルを防ぐことができます。

遺言書の種類

- **自筆証明遺言**
自分で作成するもの。手軽な分、形式不備に注意が必要
- **公正証書遺言**
費用がかかるが、公証人が作成するので確実

作成イメージ

遺言書

遺言者〇〇〇〇は、次のとおり遺言する。

- 遺言者は、遺言者が有する次の財産を、
遺言者の妻〇〇〇〇（昭和××年××月××日生）に相続させる。
(1) 土地
北海道函館市××町××番××
- (2) 建物
北海道函館市××町××番地× 家屋番号××番×
- (3) 遺言者名義の預貯金

2 遺言者は、遺言者名義の株式会社××の株式2万株を、
遺言者の長女〇〇〇〇（昭和××年××月××日生）に相続させる。

3 遺言者は、前記1、2に記載した財産以外に、遺言者の有する財産
があった場合、そのすべてを妻〇〇に相続させる。

4 遺言者は、妻〇〇を遺言執行者に指定する。

（付言事項）
妻の花子には、最後までいろいろと苦勞をかけました。長年にわたり
連れ添ってくれて本当にありがとう。和美もお父さんの大事な娘です。
お母さん共々、身体に気をつけて幸せに暮らしてください。

令和××年××月××日
住所 北海道函館市××町××番××号 〇〇〇〇 

家族を守るために、
自分の想いを残そう！



遺言書の作成の流れ

- ＼書き出してみよう／
- 1 財産の棚卸し**
預貯金・不動産・株式・貴金属
などをリストアップ
 - 2 相続人を確認**
相続人や財産を渡したい相手、
渡したい資産などを決める
 - 3 形式を決めて作成**
自筆証書・公正証書のいずれか
を選択し、作成する

自筆証書と公正証書の違い

- **自筆証書遺言** … 自分で手書きで作成。法務局で保管がおすすめ。
- **公正証書遺言** … 公証人が作成。公証役場で保管する。

家族がトラブルに巻き込まれないよう、早めに準備しよう！

Check!

相続対策によくある3つの誤解について
解説動画 (YouTube)は**こちら**から



初めての方は
30日間無料



リベシティ会員向け
宿題リストは**こちら**